

水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の改正について（案）

1 条例の改正の経緯

本市は、平成 32 年（令和 2 年）4 月の中核市への移行に向け準備を進めておりますが、中核市へと移行した場合は、茨城県から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）に基づく廃棄物の処理に関する事務が移譲されることとなります。

茨城県は、法の規定に加えて、茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例（平成 19 年茨城県条例第 17 号）により、産業廃棄物収集運搬業者等に対して事業報告を求める等、廃棄物の適正処理に関する事項を定め、事務を実施してきたことから、本市においても、「水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を改正し、市内の廃棄物の適正処理に関する事務を実施していくものです。

2 条例の趣旨

産業廃棄物の処理の事業報告等、一般廃棄物処理施設等の設置計画の周知措置、指定処理施設の維持管理等及び罰則について規定し、廃棄物の不適正な処理による環境への負荷を軽減するとともに、良好な生活環境の保全を図るものです。

3 条例改正の主な内容

「水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の改正（案）」の主な内容は、下記のとおりです。

| 項目 | 茨城県 | 水戸市(案) |
|--------------------|--|-----------------|
| (1) 産業廃棄物の処理の事業報告等 | <p>（事業報告）</p> <p>産業廃棄物収集運搬業者(特別管理産業廃棄物収集運搬業者を含む。)及び産業廃棄物処分業者(特別管理産業廃棄物処分業者を含む。)は、毎事業年度終了後、住所、氏名、収集運搬業の許可番号等を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。</p> <p>（自社処理票）</p> <p>1 産業廃棄物を排出する事業者は、当該産業廃棄物を排出した事業場以外の場所において自ら産業廃棄物を処理する場合は、主に次の事項を記載した処理票(以下「自社処理票」という。)を作成し、産業廃棄物の排出から最終処分までの行程を明確にしなければならない。</p> <p>(1) 産業廃棄物の種類及び数量</p> <p>(2) 産業廃棄物を排出する事業場及び産業廃棄物を処理する事業場の所在地並びに名称</p> <p>(3) 住所、氏名、自社処理票の交付番号等</p> <p>2 自社処理票を作成し産業廃棄物の処理を行う場合においては、産業廃棄物を排出する事業場の管理者は、自社処理票に氏名、引き渡した終了年月日、混入物の種類等を記載して、産業廃棄物の引渡しとともに、運搬の業務に従事する者に交付しな</p> | <p>（茨城県と同じ）</p> |

| | | |
|----------------|--|----------|
| | <p>なければならない。この場合において、管理者は自社処理票の写しを作成し、産業廃棄物の処理を終了した日から5年間、当該事業場等に保存しなければならない。</p> <p>3 運搬業務従事者は、当該産業廃棄物を運搬する場合においては、自社処理票を常に携行しなければならない。</p> <p>4 運搬業務従事者は、当該産業廃棄物の運搬を終了したときは、自社処理票に氏名、運搬終了年月日、運搬車両の登録番号等を記載して、産業廃棄物の引渡しとともに、これを運搬先の事業場の管理者に交付しなければならない。</p> <p>5 施設管理者のうち当該産業廃棄物の積替え又は保管の業務に従事する者は、積替え又は保管の業務を終了時に、自社処理票に氏名、積替え終了年月日、積替え後の産業廃棄物の荷姿(梱包された外見)等を記載して、産業廃棄物の引渡しとともに、これを次の処理の行程の業務に従事する者に交付しなければならない。</p> <p>6 施設管理者のうち当該産業廃棄物の中間処理又は最終処分を行う施設の管理者は、引渡しを受けた産業廃棄物が自社処理票に記載された事項と相違がないことを確認するとともに、自社処理票に氏名、中間処理又は最終処分の終了年月日、混入物の種類等を記載して5年間保存しなければならない。</p> <p>(改善命令)</p> <p>知事は、当該事業者がこれらの規定を遵守していないと認めるときは、産業廃棄物の適正な処理に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> | |
| (2) 一般廃棄物処理施設等 | <p>(一般廃棄物処理施設等の設置計画の周知措置)</p> <p>一般廃棄物処理施設等を設置しようとする者は、これらの設置の計画を策定した段階から、地域住民に当該計画の内容を周知させ、その合意形成を図るよう努めなければならない。</p> <p>〔「一般廃棄物処理施設等」とは、下記の5施設をいう。〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設 ・産業廃棄物処理施設 ・指定処理施設 ・特定小型焼却施設 ・積替保管施設 | (茨城県と同じ) |
| (3) 指定処理施設等 | <p>(指定処理施設等の維持管理等)</p> <p>1 指定処理施設等の設置者は、技術上の基準及び申請書に記載した維持管理に関する計画に従い、当該指定処理施設等の維持管理をしなければならない。</p> | (茨城県と同じ) |

| | | |
|--------|---|----------|
| | <p>〔「指定処理施設等」とは、下記の3施設をいう。〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定処理施設 ・特定小型焼却施設 ・積替保管施設 <p>2 指定処理施設等の設置者は、当該指定処理施設等(積替保管施設を除く。)の維持管理に関する技術管理者を置かなければならない。</p> <p>3 技術管理者は、その管理に係る指定処理施設等に関して技術上の基準に係る違反が行われないように、維持管理する事務に従事する他の職員を監督しなければならない。</p> <p>4 技術管理者は、法に定める資格を有する者でなければならない。</p> <p>(関係書類の閲覧等)</p> <p>1 指定処理施設等の設置者は、当該許可に係る指定処理施設等で処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量等を記録し、備え置き、指定処理施設等の維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。</p> <p>2 指定処理施設等の設置者は、当該指定処理施設等の公衆の見やすい場所に、施設の種類、処理する産業廃棄物の種類、処理能力等を記載した標識を掲げなければならない。</p> <p>3 指定処理施設等の設置者は、運搬終了年月日、運搬方法、運搬量等の帳簿を作成し、備え置くとともに、5年間保存しなければならない。</p> <p>(廃止施設等に係る措置)</p> <p>一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設又は指定処理施設等の設置者が施設を廃止したとき、又は許可を取り消されたときは、施設の設置者又はその承継人は、これらの施設から廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置をとらなければならない。</p> <p>ただし、法第9条第5項(法第15条の2の6第3項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する確認を受けたときは、この限りでない。</p> | |
| (4) 罰則 | <p>1 自社処理の産業廃棄物の適正な処理に関する措置命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 技術管理者を置かなかつた指定処理施設等設置者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(両罰規定)</p> <p>法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前記に該当する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、</p> | (茨城県と同じ) |

| | |
|----------|--|
| 罰金刑を科する。 | |
|----------|--|

- ※1 一部の事項については、条例に基づく規則等において規定する場合があります。
- 2 事務の移譲により本市が行うこととなる廃棄物の処理に関する許可の基準等については、別途意見公募手続を実施します。

4 施行期日

平成 32 年（令和 2 年）4 月 1 日